

## 足利市景観計画の変更（素案） パブリック・コメント実施結果

### ■いただいたご意見に対する市の考え方

#### ○「第1章 景観計画の区域」

ご意見の概要	市の考え方
<p>足利の歴史と文化を守ることは必要であり、足利学校・大日様（鏝阿寺）だけでなく、織姫神社等についても景観重点地区に含めた方がよいと考えている。</p>	<p>今回の景観重点地区の区域の設定にあたっては、石畳の整備などのこれまでの景観づくりの取組や、施行中の土地区画整理事業の区域などを参考に、足利学校、鏝阿寺を中心に本市の顔となる区域を地元協議会において検討してまいりました。ご提言につきましては、本地区における魅力ある景観づくりを推進する上で参考とさせていただきます。</p>

#### ○「第3章 行為の制限に関する事項」

ご意見の概要	市の考え方
<p>景観重点地区内の建築物の高さの基準については、「12メートル程度」とあるが、程度はどこまで認められるのか。</p> <p>また、壁にアクセントカラーを使用することが示されているが、歴史のある地区においてアクセントカラーを使用する必要はないのではないか。</p>	<p>「12メートル程度」の表現については、建築物の高さの基準をわかりやすく示す必要があるため、「12メートル以下」と表現を改めます。</p> <p>アクセントカラーを使用する場合には、歴史・文化景観に配慮し、伝統色を使用することとしたものであり、アクセントカラーの使用を求めるものではありません。</p> <p>今後も、本地区にふさわしい魅力ある景観の形成を目指し、取り組んでまいります。</p>

○「その他」

ご意見の概要	市の考え方
<p>本市の山々に太陽光発電施設の設置が増えている。山林を切り崩し、本市の自然景観を破壊しているので、太陽光発電施設の設置を規制すべきである。</p>	<p>本市においては、平成29年3月に「足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を策定し、適切に誘導を図ってきたところ です。</p> <p>本市の美しい自然環境、魅力ある景観及び安全な生活環境は、市民共通のかけがえのない財産です。</p> <p>今後も本条例に基づき、適切に誘導を図ることで本市の自然景観を保全してまいります。</p>